

厚 木 市 消 防 審 議 会 次 第

日 時 令和 8 年 6 月 12 日 (金)
午後 4 時 00 分
場 所 厚木市役所本庁舎
3 階特別会議室

- 1 委嘱状交付
- 2 市長 挨拶
- 3 消防審議会委員・消防職員 紹介
- 4 厚木市消防審議会会長及び会長職務代理の選任について
- 5 会長・会長職務代理 挨拶
- 6 消防長 挨拶
- 7 報告事項
 - (1) 第 3 期厚木市消防力整備計画策定方針について【資料】
 - (2) その他
- 8 その他

第3期厚木市消防力整備計画策定方針

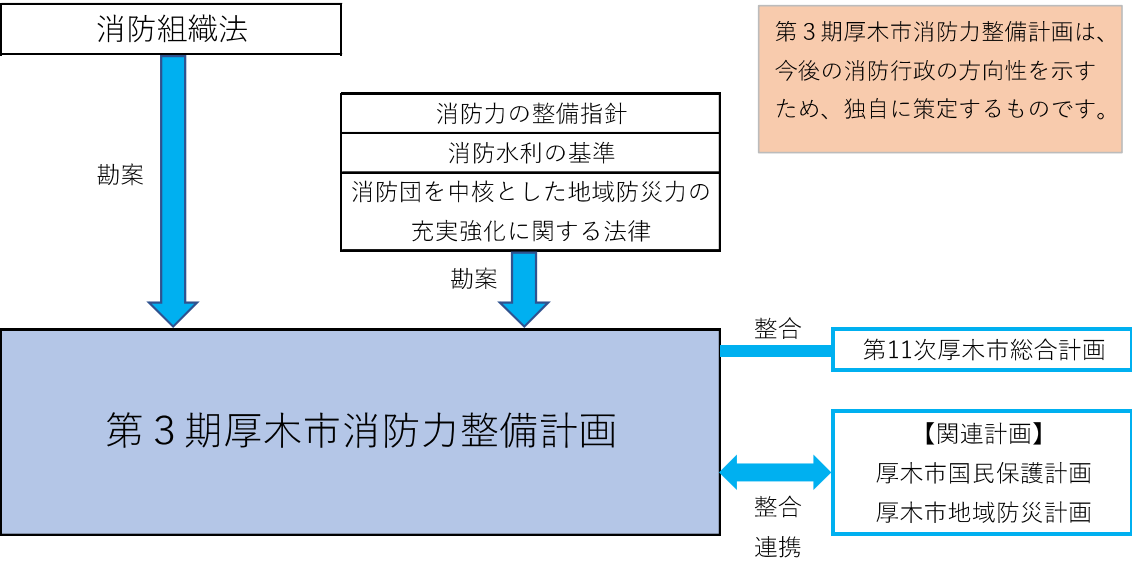
1 計画策定の趣旨

本計画は、令和3年度に策定した第2期厚木市消防力整備計画（以下「現行計画」という。）が令和8年度をもって満了を迎えることから、令和9年度を始期とする第3期厚木市消防力整備計画（以下「第3期計画」という。）を策定するものです。

2 基本的事項

(1) 計画の位置付け

第3期計画は、第11次厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）の個別計画として、同計画のまちづくりの方向性と整合を図りながら策定します。本市の常備消防と非常備消防である消防団を含めた消防力全般の充実強化を図るための計画であり、関係法令や国の指針と併せて、「厚木市地域防災計画」や「厚木市国民保護計画」との整合を図ります。



(2) 計画の期間

第3期計画の期間は、総合計画との整合を図るため、令和9（2027）年度から令和17（2035）年度までの9年間とします。

また、中間年度に当たる令和13（2031）年度に必要な応じて見直しを行うことで、社会状況や消防需要の変化などを一層反映できる計画とします。

H30～R2	R3～R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	〈現行計画〉	〈次期計画〉（案）								
第1期厚木市 消防力整備計画	第2期厚木市 消防力整備計画	第3期厚木市消防力整備計画 (R13年度中に見直し)								

(3) 進行管理

本計画に基づく施策を効果的に推進するため、PDCA サイクルに沿って、単位施策別に設定する重要業績評価指標（KPI）により、達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。総合計画の成果指標として「救急車の現場到着平均時間」及び「消防・救急体制が整っており、安心して暮らせていると思う市民の割合」が位置付けられていることを踏まえ、本計画においてもこれらの指標と連動する具体的な目標を設定し、実効性を確保します。

3 現状と課題

本市では、現行計画に基づき、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、消防力の充実強化に取り組んできました。

また、近年の全国で発生している災害や事故は、複雑多様化、大規模化する傾向にあり、消防に期待される役割はますます大きくなっています。さらには、高齢化の進展に伴う救急需要の増大など、消防を取り巻く環境は年々変化しており、社会状況や災害発生状況等を考慮した適切な対応が求められています。

そこで、今後の消防行政の方向性を示すとともに、目指すべき安心・安全なまちの姿、これを実現するための政策・施策について、これまでの計画の成果と課題を踏まえて見直しを行い、現行計画に代わる新たな消防力整備計画の策定を行います。

(1) 消防庁舎建築年数（令和8年4月1日現在）

築年数が25年以上の小鮎分署、睦合分署及び北本署については、経年劣化等により建物や設備に不具合が発生することが多く、計画的に修繕を進める必要があります。

厚木本署	南毛利分署	相川分署	玉川分署	
53 年	4 年	4 年	33 年	
建替予定	－	－	R7 長寿命化工事	
北本署	依知分署	小鮎分署	睦合分署	清川分署
25 年	12 年	42 年	35 年	10 年
－	R8 長寿命化工事	－	－	－

(2) 消防団員の充足率

令和7年の団員数は504人で、充足率は87.0%です。令和4年以降充足率が90%未満となっています。（定員：579人）

年別 区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
団 員 数	523	511	511	499	504
充 足 率	90.3	88.3	88.3	86.2	87.0

(3) 119 番受信状況

令和 7 年中の受信件数は 19,232 件で、前年に比べ 110 件 (0.6%) の増、携帯電話による件数は 12,292 件で、全体の 63.9%を占めています。

年 別	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
件数 ()内は携帯電話件数	14,924 (8,746)	16,935 (10,290)	18,965 (11,962)	19,122 (12,064)	19,232 (12,292)
前年比件数	+362	+2,011	+2,030	+157	+110
携帯電話の割合 (%)	58.6	60.8	63.1	63.1	63.9

(4) 救急件数

令和 7 年中の救急出動件数は 14,978 件で、前年に比べ 239 件 (1.6%) の増、搬送人員は 13,146 人で、前年に比べ 202 人増となり、1 日当りの平均は、出動件数が 41 件、搬送人員は 36 人で、これは約 35.1 分に 1 回の割合で救急車が出動したことになります。

年別 区分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
救 急 件 数	11,392	13,008	13,709	14,739	14,978
搬 送 人 員	10,005	11,233	11,984	12,944	13,146

(5) 令和 7 年 傷病程度別年齢区分別救急搬送人員

搬送人員では、高齢者(65 歳以上)が 7,537 人で最も多く、全体の 57.3%を占めています。

また、傷病程度別でも、全ての区分で高齢者の割合が高く、死亡では全体の 77.9%、重症では全体の 68.4%を占めています。

傷病程度	計	新生児 (生後28日以内)	乳幼児 (29日以上7歳未満)	少年 (7歳以上18歳未満)	成人 (18歳以上65歳未満)	高齢者 (65歳以上)
合 計	13,146	51	530	491	4,537	7,537
死 亡	190	—	—	—	42	148
重 症	868	9	19	8	238	594
中等症	7,375	31	112	169	2,388	4,675
軽 症	4,713	11	399	314	1,869	2,120
その他	0	—	—	—	—	—

4 策定に当たって考慮すべき視点

第 3 期計画は、現行計画と同様に「消防体制の充実」、「救急体制の充実」、「火災予防対策の推進」を単位施策の 3 本柱として計画します。

また、消防行政を取り巻く環境の変化に照らし合わせて見直すことに加え、次の視点に考慮して計画を策定します。

(1) 「消防体制の充実」

ア 消防庁舎・訓練施設等の整備及び適正な維持管理

災害発生時の活動拠点となる消防庁舎や、消防職員・団員の訓練に必要な施設の老朽化対策、機能強化を計画的に進める必要があります。

また、適正な維持管理を行うことで、常時災害対応可能な拠点機能を確保し、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

イ 多様化する災害リスクへの対応強化

頻発化・激甚化する風水害、大規模地震、特殊災害（NBC 災害※、大規模火災等）への対策を強化する必要があります。特に、近年増加傾向にある救急・救助出動に対応するため、車両や資器材の計画的な整備、専門的知識及び技能の向上を図り、消防力を更に強化する必要があります。

※NBC 災害：核(nuclear)、生物(biological)、化学物質(chemical)による特殊災害

ウ 消防団との連携による地域防災力の向上

地域防災の中核を担う消防団の活性化と組織強化、特に若年層や女性の確保・育成に注力し、持続可能な体制づくりを推進する必要があります。

エ 広域連携・相互応援体制の強化

大規模災害時における効果的な消防力の運用を図るため、近隣消防本部や企業を含む関係機関との合同訓練を計画的に実施し、広域的な連携を一層強化する必要があります。

オ デジタル技術の積極的な活用と DX の推進

消防行政の様々な分野において、AI、タブレットの導入などデジタル技術を積極的に活用し、災害対応能力の高度化（情報共有、指令システムの最適化等）、住民サービスの利便性向上、業務効率化（ペーパーレス化等）を図り、消防業務における DX を推進し、消防力を更に強化する必要があります。

(2) 「救急体制の充実」

ア 多様化する救急需要への適応と迅速な対応能力の強化

高齢化の進展等に伴い、救急需要は年々増加しており、その内容も多様化していることから、医療機関との連携を強化し、救急隊員の専門的知識と技能の向上を図る必要があります。

また、救急車の適正配置や計画的な更新、医療機関との ICT を活用した出動体制を構築することにより、現場到着時間を短縮し、迅速かつ的確な救急医療サービスを提供する必要があります。

イ 市民への応急手当普及啓発活動の推進

市民の救命意識と応急手当実施能力の向上は、救命率の向上に不可欠です。普通救命講習や上級救命講習などの普及啓発活動を強化し、心肺蘇生法や AED の使用方法などをより多くの市民が習得できるよう努め、救命率の向上につなげる必要があります。

(3) 「火災予防対策の推進」

ア 防火安全対策の強化と新たなリスクへの対応

建築物の高層化・複雑化、多様な用途の複合化が進む中で、防火安全対策の重要性が増していることから、消防法令に基づき、防火対象物の定期的な立入検査や指導を徹底し、消防用設備等の適正な設置・維持管理を促進するとともに、近年の技術革新や社会情勢の変化に伴う新たな火災リスク（EV 充電設備、太陽光発電設備、蓄電池設備等）にも着目し、専門的知見に基づいた指導や情報提供を行うことで、火災発生を未然に防止する必要があります。

イ 市民の防火意識向上と地域と連携した火災予防の強化

火災による被害を未然に防ぐためには、市民一人一人の防火意識の醸成が不可欠です。住宅用火災警報器の設置促進、防火指導の強化、少年消防クラブの育成など、火災予防に関する啓発活動と指導を継続的に実施する必要があります。

ウ 効果的な情報発信による火災予防の推進

火災予防に関する情報を効果的に市民へ周知するため、市ホームページや SNS など多様な媒体を積極的に活用し、より効率的かつ実践的な火災予防対策の推進を図ることで、市民の安全・安心を確保する必要があります。

5 策定体制

(1) 市民参加

地域の特性や住民ニーズを反映した計画とするため、パブリックコメントなどの市民参加の手法を用いることで、様々な世代の市民の皆様を始めとした多様な主体の意見等を幅広く聴いて計画づくりを行います。

(2) 附属機関

防災関係団体の代表、住民自治組織の代表、公募による市民等で構成する厚木市消防審議会において、本計画の内容について諮問及び答申を行います。

6 策定スケジュール

令和 8 年 5 月 策定方針決定

令和 8 年 10 月 消防審議会

令和 8 年 10 月 意見交換会

令和 8 年 12 月 パブリックコメント

令和 9 年 2 月 第 3 期厚木市消防力整備計画策定